

岡山フルートの会会則

第一条 名称

この会は、岡山フルートの会と称し、英文では Okayama Flutists Association(略称 OFA)と表記する。

第二条 所在地

この会の事務局を会長宅に置く。

第三条 目的

この会は、フルートを通して音楽に親しみ、会員の音楽性を高め、会員相互の親睦をはかり、岡山の音楽文化の発展に貢献することを目的とする。

第四条 事業

この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 内外フルーティストによる演奏会、講習会の開催
2. 研修会、親睦会等の開催
3. その他、目的に必要な事業

第五条 会員

この会は、その目的に賛同し、年会費 3,000 円を納めて事務局に登録した者を会員とする。

名誉会長、顧問、特別会員の年会費は免除する。

第六条 退会

この会は、退会を届け出た場合、年度内に会費を納入しなかった場合、または会の名誉を傷つけたり会に損害を与えたりした場合、その会員を退会とする。

第七条 役員と事務局員

この会に、次の役員と若干名の事務局員を置く。

1. 会 長
2. 副 会 長
3. 事務局長
4. 理 事
5. 監 査
6. 事務局員（庶務、書記、会計、演奏企画、会報、ライブラリー、広報）

第八条 役員と事務局員の任務

1. 会長は、この会を代表し、会議を招集するとともに会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、場合によっては会長の職務を代行する。
3. 理事は、この会の重要事項の決定に参画する。
4. 事務局長は、事務局員を統括する。
5. 監査は、会計を監査する。
6. 事務局員は、会務を執行する。

第九条 名誉会長、参与、顧問、特別会員

この会に、名誉会長、参与、顧問、特別会員を置く。

第十条 役員等の選出

1. 会長は、理事会の推薦を経て総会で決定する。
2. 副会長、理事、事務局長、監査、事務局員、名誉会長、参与、顧問、特別会員については会長が理事会に諮り総会で決定する。

第十一条 役員等の任期

1. 役員と事務局員の任期は2年とする。任期は当該年度の6月1日から始まるものとする。
2. 名誉会長、参与、顧問、特別会員の任期は定めない。
3. 役員等に欠員を生じ、会務の執行に支障あるとき、会長は理事会の承認を経て後任を定める。
会長が中途退任した場合、理事会で後任を定める。但し、その任期は前任者の残任期間とする。

第十二条 総会

総会は、会員をもって構成する。原則として年1回以上開催し、次の事項を審議・決定する。

1. 事業
2. 役員等
3. 予算、決算
4. 会則の変更
5. その他

第十三条 理事会

1. 理事会は、会長、副会長、理事、事務局長、名誉会長、参与、顧問をもって構成する。
2. 理事会は、必要に応じて会長が招集し、会務執行上の事項を審議する。

第十四条 実行委員会

1. 実行委員会は、会員で構成し、事業ごとに組織する。
2. 実行委員長は、理事会で決定し、必要に応じて実行委員会を招集する。

第十五条 会議の成立、議決

1. 会議は、構成員の過半数をもって成立する。欠席により委任状を提出した場合は、これに含めるものとする。但し、総会の成立については出席者の数を問わない。
2. 議決は、出席者の過半数で決する。

第十六条 会計

1. 会員は、この会の運営のために、年会費を納めるものとする。
2. この会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。
3. 各事業の参加費等は、事業ごとに納めるものとする。

2025年5月18日 改正